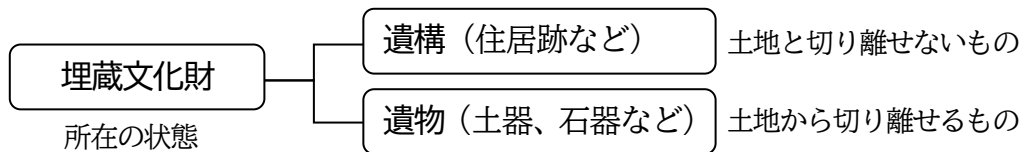


《埋蔵文化財とは》

土地に埋蔵されている文化財のことで、所在する状態を意味します。



《周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合》

埋蔵文化財は、現状保存が望ましいです。しかし、工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される恐れがある場合や、影響を及ぼす恐れがある場合、施工前に国民共有の財産としての記録保存（発掘調査）が必要になります。

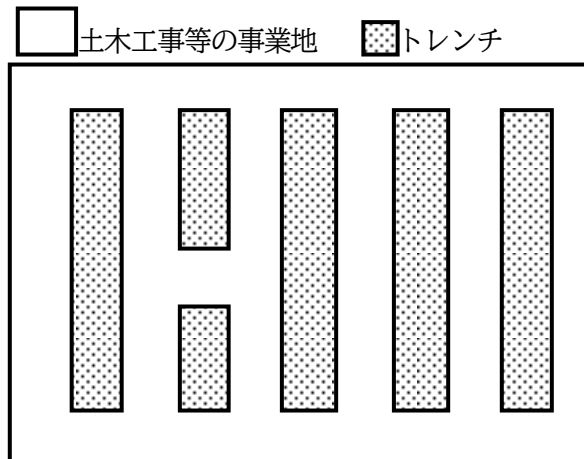
《土木工事等とは》

個人専用住宅、共同住宅、マンション、工場等の建築、宅地造成、道路建設、舗装の駐車場、上・下水道管敷設工事、天地返し等が該当します。

《試掘調査とは》

土木工事等の事業地の一部に試掘溝（トレンチ）を設定し、遺構確認面（台地上なら関東ローム層最上面）まで掘り下げ、遺構・遺物の有無や種類、年代等を確認するものです。

【試掘調査のイメージ】



【トレンチ掘削面積の目安】
事業地全体の 10%程度

《参照法令》

文化財保護法第 93 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 99 条第 1 項